

保護者のみなさまへ

益田市長 山本浩章
(福祉環境部子ども福祉課)

登園自粛要請の解除等について

現在、政府において緊急事態措置を実施すべき期間が5月31日まで延長されましたが、併せて変更された国の「基本的対処方針」では、学校の再開について「地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒等が学ぶことができる環境を作っていく」とされました。

これを踏まえ、島根県においても県立の高等学校等は、臨時休業の期間を5月31日まで延長するとともに、分散登校を計画的に実施することとなりました。

市としましては新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、5月11日(月)以降の対応を協議し、下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

【決定した内容】

1 5月11日(月)から保育所等における登園自粛要請を解除します。

※登園自粛要請に応じた場合の保育料の日割りは、5月10日までとします。

2 特別保育(延長保育・休日保育・一時保育)についても、登園自粛要請の解除に併せて利用自粛要請を解除します。

3 保育所等における放課後児童の預かり事業について、登園自粛要請の解除に併せて受入中止要請を解除します。

※保育所等について、小中学校の再開に併せて登園自粛要請の解除を行います。保護者のみなさまには、以下のことについて、引き続きご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

【保護者のみなさまへのお願い】

1 子どもが集団で生活することは、感染リスクが著しく高い状況となることを保護者のみなさんご理解ください。

2 子どもさんの体調が悪い場合は、保育所等の利用を止めてください。

※保育所等の登園前に、子ども本人 家族の体温を計測し、発熱(37.5℃以上)、咳等が認められる場合には、保育所等の利用を控えていただき、かかりつけ医の診断を受けてください。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、保育所等でも体温を計測し、発熱(37.5℃以上)、咳等が認められる子どもについては、お迎えをお願いすることがあります。

※過去に発熱等が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとします。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き、当該子ども並びにご家族の健康状態に注意してください。

3 お子様もご家族も不要不急の外出は控えてください。

※ 感染者が発生している地域への外出は厳に謹んでください。

4 事情により感染者が発生している地域に出かけた場合は、戻ってから2週間は自宅に待機し、健康状況に異常がないことを確認した後、登園していただくようお願いいたします。

※ 他の園児や保育士等への感染拡大防止やクラスターの発生を防止するためです。

5 感染者の多くについて感染経路が不明となっており、誰が感染してもおかしくない状況となっています。万が一、園児や保育士等の誰かが感染し、自覚症状のないまま登園、あるいは勤務して園内感染が発生した場合であっても、その関係者に対して偏見や差別的言動が生じないよう、あらためてお願いします。

6 園児やご家族について、「感染が確認された」、あるいは「濃厚接触者として特定された」場合には、必ず利用施設にご連絡いただきますようお願いいたします。